

加工再輸入減税制度（暫8）において、「加工・組立輸出貨物確認申告書」（P-7700）の訂正等が発生した場合、その手続を輸出・輸入いずれの税関官署でも行えるようマニュアル改正を行いました。

【改正の概要】

● 確認申告書（その添付書類を含む）の訂正

MSX 業務で輸出した後、確認申告書（その添付書類を含む）にやむを得ず誤りが発生した場合においては、訂正は原則として輸入申告官署で行うこととされていました。

⇒【改正後】 輸出申告の方法を問わず、輸出許可官署でも可能となります。

《改正箇所》

V 加工再輸入減税制度 Q & A 4 3

● 契約の変更等

MSX 業務で輸出した後、契約の変更等が発生した場合においては、変更等は原則として輸入申告官署で行うこととされていました。

⇒【改正後】 輸出申告の方法を問わず、輸出許可官署、輸出申告官署でも可能となります。

《改正箇所》

Ⅲ 輸入通関手続関係 8. 契約書等（3）契約の変更等

V 加工再輸入減税制度 Q & A 1 5 及び 3 1

不明な点は、各税関の減免税担当にお問い合わせください。